

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の改正）

要望元：貿易経済安全保障局特殊関税等調査室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			貿易救済措置に関する手続等のデジタル化・合理化									
改正要望の内容			貿易救済措置の実効性向上のため、貿易救済措置（不当廉売関税等、相殺関税及び緊急関税等）に関する手続等の全面的なデジタル化・合理化を図るよう、関係規定を整備されたい。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額	
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間												
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 近年、米欧など各国において、不当廉売関税等（以下「AD」という。）、相殺関税（以下「CVD」という。）及び緊急関税等（以下「SG」という。）といった貿易救済措置が積極的に活用されている。 従来、我が国においては、ADに係る調査について、1年に1～2件程度の調査を開始していたが、2025年には5件の調査を開始し、2026年（8月末日時点）には既に2件の調査を開始している。また、産業界からは、貿易救済措置に係る調査申請に関して、多くの相談が寄せられるなど、貿易救済措置が積極的に活用されつつある。 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においては、「貿易救済措置の実効性向上のため、迂回防止や手続迅速化等の不当廉売関税制度の高度化、調査体制の強化等を図る。」こととされており、貿易救済措置の実効性向上が重要な政府方針として位置付けられている。 ② 問題点 調査開始件数の急増に対応するとともに、貿易救済措置（AD、CVD及びSG）をより活用しやすいものとする観点から、貿易救済措置（AD、CVD及びSG）に関する手続等の見直しを行い、貿易救済措置（AD、CVD及びSG）に関する手続等の全面的なデジタル化・合理化を通じて、貿易救済措置の実効性向上を図る必要がある。 具体的には、現行の貿易救済措置に関する手続においては、なお、「書面」を前提とした手続規定が存在しており、調査当局及び利害関係者双方に一定の事務負担が生じているところ、デジタル化の進展等を踏まえれば、「書面」を前提とした									

	手続規定を見直す必要がある。また、利害関係者が調査手続に参加するための一連の手続規定についても、現在の運用実務や諸外国の制度等を踏まえれば、更なる合理化を図る必要がある。さらに、デジタル化及び合理化を進めるに当たり、現在の運用実務として定着している事項については、利害関係者の予見可能性及び調査手続の透明性の向上の観点から、明文化を図ることが考えられる。 このため、貿易救済措置（AD、CVD及びSG）に関する手続等の見直しに当たっては、WTO協定、関税定率法、不当廉売関税等に関する政令（以下「AD政令」という。）、相殺関税に関する政令（以下「CVD政令」という。）、緊急関税等に関する政令（以下「SG政令」という。）、不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（以下「ADガイドライン」という。）、相殺関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「CVDガイドライン」という。）、緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン（以下「SGガイドライン」という。）及び現在の運用実務を総合的に検証し、貿易救済措置に関する手続等の全面的なデジタル化・合理化並びに運用実務として定着している事項の明文化に向けた課題を整理した上で、必要な制度改正その他の措置を講ずる必要がある。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 貿易救済措置に関する手続等のデジタル化・合理化を図ることで、貿易救済措置の実効性を向上させる。 ② 改正の方向性 前述のとおり。 ③ 改正目的達成予定時期 改正後速やかに達成予定。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 貿易救済措置に関する手続等の全面的なデジタル化・合理化により、迅速かつ効率的に調査が実施されることで、国内産業を適切に保護することが可能となる。 ② 改正の妥当性 改正の妥当性については、上記「改正を要望する品目又は制度をめぐる状況」及び「改正の必要性和目的達成の見通し」のとおり。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 特になし。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 特になし。

	③ 政府方針と改正の関係 前述のとおり。 ④ 関連措置 特になし。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	【不当廉売関税制度全般に係る主な改正事項】 関税定率法（第8条関係） ・平成7年：世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の発効に伴う関連規定の整備 不当廉売関税に関する政令及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン ・平成21年改正：企業による申請要件の緩和、仮決定手続きに係る規定の整備等 ・平成23年改正：調査開始の要件の緩和 ・平成28年改正：団体名で申請する場合の要件の緩和 ・平成29年改正：申請書の記載事項の見直し、調査開始の要件の緩和等 ・令和7年改正：迂回防止制度の創設 ・令和8年改正：不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設
措置による効果	従来、我が国においては、ADに係る調査について、1年に1～2件程度の調査を開始していたが、2025年には5件の調査を開始し、2026年（8月末日時点）には既に2件の調査を開始している。また、産業界からは、貿易救済措置に係る調査申請に関して、多くの相談が寄せられるなど、貿易救済措置が積極的に活用されつつある。